

パロマ工業社製のガス湯沸かし器による一酸化炭素中毒事故(2人が死傷)に関する刑事裁判の判決が出され、同社の元社長ならびに元品質管理部長の2人が業務上過失致死傷罪で有罪となりました。今回からしばらく、パロマ事故の問題について考えてみます。

現在、わが国の家庭で使用されている主なエネルギーは電気、ガ



ス(都市ガス+LPGガス)、灯油の3つです。構成は電気45%、ガス31%(都市ガス18%+LPGガス13%)、灯油23%などとなっています(エネルギー白書2009)。

近年、IHクッキングヒーターや電気給湯器が普及をみせるなど、従来、ガスの独壇場であった分野まで電気が進出してきていますが、それでもなお、大半の家庭

では給湯や厨房、風呂用にはガスが使用されています。ガスは依然として国民生活に不可欠の重要なエネルギーなのです。

しかし、私たちの生活に不可欠のガスも、使い方を誤ると凶器に転じてしまいかねません。ガス機器の使用中に何らかの不具合で不完全燃焼が生じたり、漏洩着火によって火災や爆発事故が発生する

た。その結果、前記の20年間に、経産省の公表件数を上回る28件の事故が発生し、21人が死亡していたことが判明しました。

事故を原因別にみると、いわゆる不正改造によるもの15件、機器の老朽化・劣化によるもの9件、原因が特定できないもの3件、機器に起因しないもの1件となっていました。

全装置を制御するコントロールボックスが故障し、これにより危険防止装置が働き、湯沸かし器が使用できなくなりました。

そのため、修理業者が湯沸かし器を使用できるように応急措置としてコントロールボックスの不正改造を行ったのです。

15件の死亡事故では、被害者は湯沸かし器が改造されていたなど

パロマ事故 集合住宅に多い理由

場合もあるからです。

平成18年7月、経済産業省はパロマ社製のガス湯沸かし器について、昭和60年から平成17年の間に17件の一酸化炭素中毒事故が発生し、大阪や奈良など全国で計15人が死亡したと発表しました。

パロマ社はその後、社内に事故調査委員会を立ち上げ、過去の事故事例の洗い出しを行いました

このうち、老朽化・劣化では死亡事故は発生しておらず、原因が特定できないもの3件を除き、15件の死亡事故(18人死亡)のすべてが不正改造を原因とするものでした。

死亡事故につながった湯沸かし器は燃焼後の排ガスを強制的に送り出す電気作動のファンが取り付けられていました。ところが、安

とは全く知らず、またファンが回っていない状態で燃焼した場合の危険性についても十分な知識を持ち合わせていなかったのです。死亡事故の大半が、入居者の入れ替わりが頻繁な集合住宅で発生していることがそのことを示しています。

(安部誠治・関西大学社会安全学部教授)